

給食施設で確認して欲しいポイント

～指導監査を通して～

備前県民局健康福祉部健康福祉課

○児童福祉法第46条第1項及び児童福祉法施行令第38条第1項の規定に基づき、毎年度指導監査を実施

○令和6年度 児童福祉施設の指導監査実施数 59施設

○令和6年度指導監査において多かった指導事項

- ・調理室内の温度について25°Cを超える日が多く見られる。
- ・ねずみ、昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検していない。
- ・ノロウイルスの検便検査について（10月～3月）。
- ・検食簿の所見欄に記載がない。

○注意・確認してほしいポイント

児童の安全・安心な食事の提供ができているか

- ・食物アレルギーへの対応（誤食、誤配）
- ・異物混入